浜田市議会告示第２号

浜田市議会重要案件の意見交換会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年10月28日

浜田市議会議長　澁　谷　幹　雄

浜田市議会重要案件の意見交換会規程の一部を改正する告示

浜田市議会重要案件の意見交換会規程(平成24年浜田市議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「議会運営委員会に諮り、適当と認めるときは、」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第2号又は第3号に該当するときは、議会運営委員会に諮り、適当と認められたときに限る。

第3条第1号中「特別委員会」の次に「(以下「委員会」という。)」を加え、同条第2号中「次条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(委員会の開催要請)

第3条の2　意見交換会の開催を要請しようとする委員会は、重要案件の意見交換会開催要請書(様式第1号)を議長に提出するものとする。

第4条第2項中「様式第1号」を「様式第2号」に改め、同条第3項中「様式第2号」を「様式第3号」に改める。

第5条第1号中「常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会」を「委員会」に改める。

様式第2号を様式第3号とし、様式第1号中

「 団体の名称 代表者住所 氏名 電話番号 」	を	「 団体の名称 住所 代表者氏名 電話番号 」

に改め、同様式を様式第2号とし、附則の次に次の1様式を加える。

附　則

この告示は、令和8年10月28日から施行する。

様式第１号（第３条の２関係）

年　　月　　日

浜田市議会議長　　様

委員長名

重要案件の意見交換会開催要請書

重要案件の意見交換会の開催について、浜田市議会重要案件の意見交換会規程第３条の２の規定により次のとおり要請します。

意見交換会案件	案件の名称	
開催日時		
出席要請団体		
参加予定人数		
会場		
備考		